

令和4年 第2回農業委員会議事録

令和4年2月25日午前10時00分に第2回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

4 番 (大崎清孝) 6 番 (石川富士太郎) 13 番 (伊勢村孝之) 17 番 (西塚喜行)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報第 2号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第 3号 | 賃借料情報の提供について |
| 議第 3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第 4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第 5号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和4年 第2回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第2回通常総会を2月25日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。4番 大崎清孝委員、6番 石川富士太郎委員、13番 伊勢村孝之委員、17番 西塚喜行委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。今日は第2回の農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。去年と同じような大雪になりましたけれども、今年は農業用施設に対する被害がほとんどないということで、皆さん大雪ながらも自分の資産を守っていただいたのではと思います。また、コロナの影響で、尾花沢市でも感染者が増えておりますけれども、皆さん体には十分注意して、コロナなどにかからないように気を付けていただくようお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

(議 長)

只今より令和4年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 鈴木勲委員 10番 沼澤克己委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上とします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁になります。案件は6件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。No.1から4が相対契約の解約です。No.5、6はみちのく村山農協が間に入った農地利用集積円滑化事業関係の解約です。申請地、申請人、解約後の利用については資料のとおりです。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第2号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に報第3号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第3号「賃借料情報提供について」報告いたします。

議案書2頁をご覧ください。農地法第52条の規定により、賃貸料の情報を提供いたします。農地の賃貸借のデータを基に平均値をお示しいたしました。データ件数は、令和3年1月から12月まで、農業委員会総会にて委員の皆様方からご可決頂いたものです。

先ず、田であります。尾花沢地区、福原地区、宮沢地区、常盤地区で、昨年より平均額が1,000円から2,900円ほど下落しております。一方、玉野地区では平均額が100円上昇いたしております。具体的に申し上げますと、尾花沢地区は14,600円から13,400円に、福原地区は13,500円から10,600円に、宮沢地区は15,500円から14,500円に、玉野地区は12,300円から12,400円。常盤地区は12,900円から11,500円となっております。また、未整備地域は、9,700円から10,000円に、300円上昇しております。

続きまして畑ですが、6,600円から3,500円へ、3,100円ほど下落しております。

この案件は、農業委員会として、情報を提供するものでございまして、あくまでも農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定されるものであります。これが基準というわけではなく、昨年の実績を申し上げたところでございますので、取り扱い等よろしく願いいたします。以上報告いたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第3号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第2班主任、武田春信委員の報告・説明を求めます。

(19番 武田委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第5号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、19番 武田春信委員の退席を求めます。

(19番 武田委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第5号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書10頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が1,214a、うち再設定が387a、所有権移転は275aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。転貸は5,524aとなり、計画面積合計は7,014aとなります。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が1,197a、うち再設定は380a、畑は17aのうち再設定が6a、転貸は、田が5,361a、畑が162a、所有権移転は、田が208a、畑が66a、合計しますと田が6,767a、畑が246aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手15名、うち再設定5名、受け手13名、うち再設定が4名です。転貸は、出し手34名、受け手23名、所有権移転は、出し手3名、受け手3名、合計しますと、出し手が52名、受け手が39名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が7件で391a、6年から9年が2件で208a、10年以上が6件で614aです。転貸は、10年以上が71件で5,508aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が16kgから90kg、現金が4千円から1万3千円、畑の物納が22kg、現金が7千円～1万円です。転貸は、田が0円から1万5千円、畑が5千円です。所有権移転は、10万円から18万円、14万円から18万円です。

それでは頁移りまして、21頁からは個別状況です。No.1からNo.10までは新規の設定、13頁No.11からNo.15までは再設定、No.16から20頁No.86までは中間管理事業の転貸になります。21頁は所有権移転で、3件あります。

只今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。19番 武田春信委員、復席願います。

(19番 武田委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和4年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年2月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____